

第2回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

令和8年6月8日提出

I 件数 21件

- 【内訳】議案 11件 (条例関係4件(内、専決処分の報告及びその承認2件)、
予算関係2件、その他5件)
報告 10件 (予算繰越関係10件)

II 議案の要旨

≪条例関係≫

議案第48号	南相馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について (市民課)
--------	--

【趣旨】

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、新たに子ども・子育て支援納付金の課税が開始となること並びに令和8年度税制改正に係る地方税法等の一部改正に伴い、令和8年度の国民健康保険税率(あん分率)に係る本算定の結果等を踏まえ、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額及び子ども・子育て支援納付金課税額の税率について、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

(1) 子ども・子育て支援納付金の賦課に係る規定の整備【第2条、第9条の4～第9条の7、第21条】

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、政府は保険者等から「子ども・子育て支援納付金」を徴収することとされたことに伴い、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための保険税の賦課基準に係る規定を追加するもの。

区分	条例規定の詳細					
	所得割率	被保険者均等割額	18歳以上被保険者均等割額(※)	平等割額	課税限度額	低所得者に対する軽減措置
子ども・子育て支援納付金課税額	第9条の4	第9条の5	第9条の6	第9条の7	第2条第5項	第21条第1項第1～3号のキ～ケ

※ 「18歳以上被保険者均等割額」とは、18歳未満被保険者の被保険者均等割軽減分を補填するために18歳以上被保険者に加算するもの。

(2) 令和8年度の国民健康保険税率（あん分率）の改正

国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額（医療分）、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の所得割率、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を次のように改正するとともに、新たに追加された子ども・子育て支援納付金課税額の所得割率、被保険者均等割額、18歳以上被保険者均等割額及び世帯別平等割額の規定を設けるもの。

区 分	改正後（令和8年度）	改正前（令和7年度）
医療分（第3条、第5条、第5条の2関係）		
所得割率	5.86%	5.80%
被保険者均等割額	22,200円	21,800円
世帯別平等割額	14,200円	13,600円
後期高齢者支援金分（第6条、第7条の2、第7条の3関係）		
所得割率	2.08%	1.80%
被保険者均等割額	7,900円	6,800円
世帯別平等割額	5,000円	4,200円
介護納付金分（第8条、第9条の2、第9条の3関係）		
所得割率	1.58%	1.30%
被保険者均等割額	7,700円	6,200円
世帯別平等割額	3,800円	3,000円
子ども・子育て支援納付金分（第9条の4、第9条の5、第9条の6、第9条の7関係）		
所得割率	0.22%	—
被保険者均等割額	850円	—
18歳以上被保険者均等割額	50円	—
世帯別平等割額	500円	—

令和8年度（改正後）及び令和7年度（改正前）の税率

区 分	令和8年度（改正後）			令和7年度（改正前）		
	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額
医療分	5.86%	22,200円	14,200円	5.80%	21,800円	13,600円
後期高齢者支援分	2.08%	7,900円	5,000円	1.80%	6,800円	4,200円
介護納付金分	1.58%	7,700円	3,800円	1.30%	6,200円	3,000円
子ども・子育て支援納付金分	0.22%	900円(※)	500円	—	—	—
合計	9.74%	38,700円	23,500円	8.90%	34,800円	20,800円

※被保険者均等割額：850円 18歳以上均等割額：50円

2 施行日 公布の日（令和8年度以降の年度分の国民健康保険税について適用）

【趣旨】

令和7年度税制改正において、給与所得控除に係る最低保障額の見直しにより、保険料収入の減収を防ぐ特例措置が講じられたことに伴い、市民税が非課税であっても令和8年度分の介護保険料が課税となる場合の減免の特例について、必要な改正を行うもの。

【主な内容】**1 改正概要****(1) 令和7年度税制改正による影響**

- ① 令和7年中の給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げる見直しが行われた。
- ② 介護保険料は市民税の課税状況や所得金額などを算定基準としているため、令和7年度の税制改正により、保険料段階に移動が生じ、第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）の保険料収入が減収となる可能性が生じた。
- ③ 保険者の責めに帰さない保険料収入の減収を可能な限り防ぐ観点から、令和8年度に限り、税制改正の影響を遮断するため、介護保険法施行令の一部が改正された（特例措置）。南相馬市介護保険条例改正不要

(2) 特例減免の実施（附則第24項の追加）

令和7年度税制改正により、令和7年度市民税非課税の者が、令和8年度も市民税非課税となるよう、給与所得控除の引き上げ額の範囲内で収入を増やしていた場合、令和8年度介護保険料算定時に課税とみなされる者が出てくる。

この場合は、厚生労働省事務連絡通知※（以下「厚労省通知」という。）により、介護保険法第142条に定める「特別の理由」に該当するものとされ、令和8年度に限り、市民税非課税者として判定する保険料段階まで減免できることとされたことから、特例減免を実施するための規定を設けるもの。

※厚生労働省事務連絡通知：令和8年1月9日付け厚生労働省事務連絡通知

(3) 特例減免の申請（附則第25項の追加）

減免は、介護保険条例第11条第2項により、申請を要するとされているが、今般の特例減免は、厚労省通知により、本人の個別申請によらず市民税の情報をもとにシステム上の対応を可能とされたことから、減免申請を不要とするための規定を設けるもの。

2 施行日 公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

議案第50号 専決処分の報告及びその承認について（税務課）

【趣旨】

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり条例を専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

【専決第4号 南相馬市税条例の一部を改正する条例制定について 令和8年3月31日専決】

【趣旨】

令和8年度税制改正により地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、同日から一部改正法を適用させる必要があるため、市税条例の一部を改正する条例を同年3月31日付けで専決処分したものの。

【主な内容】

1 改正の概要

(1) 軽自動車税関係

- 環境性能割の廃止及び種別割を軽自動車税とする改正（第80条ほか）

環境性能割が令和8年3月31日で廃止されたことから、規定を削除するとともに、種別割を軽自動車税とするなど、所要の改正を行うもの。

- グリーン化特例（軽課）の延長（附則第16条）

電気自動車、天然ガス軽自動車を取得した場合に翌年度の軽自動車税の軽減措置を令和9年度までの2年間延長するもの。

(2) その他法改正に伴う改正

規定の削除及び項ずれ等による整理ほか。

2 改正による影響額

(1) 軽自動車税関係

- 環境性能割の廃止

見込台数	影響見込額
930台	▲20,549,000円

※廃止に伴う当該減収分について、令和8年度は地方特例交付金によって補填される。

- グリーン化特例（軽課）の延長（令和7年度取得分：令和8年度課税見込）

見込台数	影響見込額
20台	▲118,800円

3 施行日 令和8年4月1日

議案第51号 専決処分の報告及びその承認について（税務課）

【趣旨】

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり条例を専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

**【専決第5号 南相馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
令和8年3月31日専決】**

【趣旨】

令和8年度税制改正により地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、同日から一部改正法を適用させる必要があるため、国民健康保険税条例の一部を改正する条例を同年3月31日付けで専決処分したものの。

【主な内容】

1 改正の概要

(1) 国民健康保険税に係る課税限度額の引上げ【第2条】

区 分	改正後	改正前
基礎課税額に係る課税限度額	67万円	66万円

※ 後期高齢者支援金等課税額（26万円）及び介護納付金課税額（17万円）に係る課税限度額は、変更なし。

(2) 低所得者に対する軽減措置の拡充（軽減判定所得の見直し）【第21条】

区分	改正後	改正前
5割軽減基準額	基礎控除額（43万円）＋ <u>31万円</u> ×（被保険者数※）＋ 10万円×（給与所得者等の数－1）	基礎控除額（43万円）＋ <u>30万5千円</u> ×（被保険者数※）＋ 10万円×（給与所得者等の数－1）
2割軽減基準額	基礎控除額（43万円）＋ <u>5.7万円</u> ×（被保険者数※）＋10万円×（給与所得者等の数－1）	基礎控除額（43万円）＋ <u>5.6万円</u> ×（被保険者数※）＋10万円×（給与所得者等の数－1）

※ 同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

2 改正による影響（令和8年4月末時点における令和7年度の所得とあん分率による試算）

(1) 国民健康保険税に係る課税限度額の引上げ

① 引上げによる影響世帯数

区分	影響世帯数 (A - B)	改正後 (A)	改正前 (B)
基礎課税額分	0世帯	55世帯	55世帯

② 引上げによる影響額（調定が増となる額）

区分	影響額 (A - B)	改正後 (A)	改正前 (B)
基礎課税額分	550,000円	36,850,000円 (670,000円×55世帯)	36,300,000円 (660,000円×55世帯)

(2) 低所得者に対する軽減措置の拡充（軽減判定所得の見直し）

① 拡充による影響世帯数

区分	影響世帯数 (A - B)	改正後 (A)	改正前 (B)
5割軽減基準額分	7世帯	933世帯	926世帯
2割軽減基準額分	12世帯	677世帯	665世帯

② 拡充による影響額（調定が減となる額）

区分	影響額 (A - B)	改正後軽減額計 (A)	改正前軽減額計 (B)
5割軽減基準額分	213,000円	35,480,000円	35,267,000円
2割軽減基準額分	207,400円	10,126,720円	9,919,320円
計	420,400円	45,606,720円	45,186,320円

3 施行日 令和8年4月1日

《補正予算関係》

議案第52号 令和8年度南相馬市一般会計補正予算について

議案第53号 令和8年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について

《その他》

議案第54号 工事請負契約の締結について（財政課）

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主要内容】

契約の目的	川房地区複合型園芸施設整備事業機械設備工事
施工場所	南相馬市小高区川房字田中地内
契約の金額	1,255,650,000円（消費税を含む。）
工期	本契約日から起算して3日を経過した日（土日祝日を除く）から令和9年6月30日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市原町区上渋佐字原田189番地 株式会社セントラル住設

【予定価格】

予定価格	1,256,200,000円（消費税を含む。）
落札率	99.96%

【入札結果】

消費税抜き（消費税を含む）

入札者	第1回入札額	備考
株式会社セントラル住設	1,141,500,000円 (1,255,650,000円)	落札

【工事概要】

新設設備工事（野菜加工工場）

- ・ 空気調和設備
- ・ 換気設備
- ・ 排煙設備
- ・ 自動制御設備
- ・ 衛生器具設備
- ・ 給排水設備
- ・ 給湯設備
- ・ 消火設備
- ・ ガス設備
- ・ 空気配管設備
- ・ 窒素ガス設備
- ・ 廃棄残渣処理機械

【施工場所位置図】



出典：国土地理院地図

議案第55号 工事請負契約の締結について（財政課）**【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	南相馬市博物館屋根改修工事
施工場所	南相馬市原町区牛来字出口地内
契約の金額	259,600,000円（消費税を含む。）
工期	本契約日から起算して3日を経過した日（土日祝日を除く）から令和9年2月26日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市原町区青葉町一丁目1番地 庄司建設工業株式会社

【予定価格】

予定価格	263,340,000円（消費税を含む。）
落札率	98.58%

【入札結果】

消費税抜き（消費税を含む）

入札者	第1回入札額	備考
石川建設工業株式会社	237,000,000円 (260,700,000円)	
庄司建設工業株式会社	236,000,000円 (259,600,000円)	落札
東北建設株式会社	237,000,000円 (260,700,000円)	

【工事概要】

博物館屋根改修工事

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

2階建て

床面積=2,369 m²

改修内容

屋根全面改修

天井一部張替え

【施工場所位置図】



出典：国土地理院地図

議案第56号 工事請負契約の締結について（財政課）**【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	雲雀ヶ原陸上競技場改修工事
施工場所	南相馬市原町区中太田字天狗田地内
契約の金額	165,000,000円（消費税を含む。）
工期	本契約日から起算して3日を経過した日（土日祝日を除く）から令和8年11月30日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市原町区青葉町一丁目1番地 庄司建設工業株式会社

【予定価格】

予定価格	169,114,000円（消費税を含む。）
落札率	97.57%

【入札結果】

消費税抜き（消費税を含む）

入札者	第1回入札額	備考
庄司建設工業株式会社	150,000,000円 (165,000,000円)	落札
東北建設株式会社	154,000,000円 (169,400,000円)	

【工事概要】

雲雀ヶ原陸上競技場改修

合成ゴムシートオーバーレイ工 施行面積=1,022.3㎡

全天候舗装撤去・新設工 施行面積=1,397.7㎡

附帯施設改修工 1式

【施工場所位置図】



出典：国土地理院地図

議案第57号 財産の取得について（学校教育課）**【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	南相馬市立小学校GIGAスクール端末購入
取得する動産及び数量	タブレット端末（iPad）など各2,599台
取得金額	164,958,530円（消費税を含む。）
取得の方法	随意契約による買入れ
納期	契約締結日から令和9年2月26日まで
取得の相手方	福島県郡山市堤下町13番8号 株式会社エフコム

【予定価格】

予定価格	164,958,530円（消費税を含む。）
落札率	100.00%

【入札結果】

消費税抜き（消費税を含む）

入札者	第1回入札額	第2回入札額	備考
株式会社エフコム	149,962,300円 (164,958,530円)		落札

【購入明細】

No	購入物品	数量
1	タブレット端末（iPad）	2,599
2	ハードウェアキーボード付きカバー	2,599
3	タッチペン	2,599
4	充電ケーブル等	2,599

【ふくしまG I G Aスクール推進協議会による端末の共同調達】

1 共同調達の概要

端末の共同調達は、文部科学省が示した「学習者用コンピュータの調達等ガイドライン（令和6年4月17日）」に基づき、県と県内市町村が連携して、県全体の発注数を取りまとめることにより、調達コストの抑制と効率的な調達を図るための取組みです。

2 組織及び調達方式

県教育委員会教育長及び県内市町村の教育長により構成する「ふくしまG I G Aスクール推進協議会」が、共通仕様書に基づき、事業者の提案内容や価格、企画力等を総合的に審査する公募型プロポーザル方式を採用しています。

- | | |
|-----------------|------------|
| (1) 協議会設立日 | 令和6年10月15日 |
| (2) プロポーザル審査実施日 | 令和8年 3月24日 |
| (3) 最優秀提案者決定日 | 令和8年 4月 1日 |

3 契約の流れ

ふくしまG I G Aスクール推進協議会が公募型プロポーザルにより「最優秀提案者」を選定し、その後、参加自治体が個別に随意契約を結んで端末を調達します。

議案第58号 損害賠償の額の決定及び和解について（小高区地域振興課）

【趣旨】

著作権の侵害により損害を与えた相手方に対し、損害を賠償し、和解をするため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

1 損害を賠償し和解する相手方

和歌山県在住個人及び共同著作権者1社

2 損害賠償の額

損害賠償の額	内 訳	
	和歌山県在住個人	共同著作権者
2,673,000円	2,343,000円	330,000円

3 概要

相手方が著作権を有するイラスト3点を平成29年11月に策定した「南相馬市復興総合計画小高復興アクション・プラン」など4つの資料で無断使用したため、損害賠償を求められたもの。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務の存在しないことを相互に確認し和解する。

≪報告≫

報告第2号

令和7年度南相馬市一般会計継続費の逡次繰越しの報告について (財政課)

【趣旨】

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和7年度南相馬市一般会計予算の継続費のうちから、令和8年度へ逡次繰越しをしたので、報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 新庁舎建設事業ほか (全5事業)

繰越額 4,394,290,398円

報告第3号

令和7年度南相馬市一般会計繰越明許費の繰越しの報告について (財政課)

【趣旨】

地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和7年度南相馬市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和8年度へ繰り越しをしたので、同条第2項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 電気自動車整備事業ほか (全24事業)

繰越額 2,083,316,134円

報告第4号

令和7年度南相馬市一般会計事故繰越しの報告について (財政課)

【趣旨】

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和7年度南相馬市一般会計予算のうちから、令和8年度へ事故繰越しをしたので、報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 公共施設太陽光設備等導入事業補助金ほか (全2事業)

繰越額 9,723,900円

報告第5号	令和7年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計継続費の通次繰越しの報告について（財政課）
--------------	--

【趣旨】

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和7年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計予算の継続費のうちから、令和8年度へ通次繰越しをしたので、報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 渋佐・萱浜工業用地造成事業ほか（全2事業）

繰越額 2,366,877,037円

報告第6号	令和7年度南相馬市水道事業会計継続費の通次繰越しの報告について（財政課）
--------------	---

【趣旨】

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、令和7年度南相馬市水道事業会計予算の継続費のうちから、令和8年度へ通次繰越しをしたので、報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 施設整備事業

繰越額 40,115,000円

報告第7号	令和7年度南相馬市水道事業会計予算繰越しの報告について（財政課）
--------------	---

【趣旨】

地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和7年度南相馬市水道事業会計予算のうちから、令和8年度へ繰り越しをしたので、同条第3項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 施設整備事業ほか（全2事業）

繰越額 188,498,000円

報告第8号	令和7年度南相馬市病院事業会計継続費の通次繰越しの報告について（財政課）
--------------	---

【趣旨】

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、令和7年度南相馬市病院事業会計予算の継続費のうちから、令和8年度へ通次繰越しをしたので、報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 総合病院本館老朽化対策工事
繰越額 210,130,000円

報告第9号	令和7年度南相馬市病院事業会計予算繰越しの報告について（財政課）
--------------	---

【趣旨】

地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和7年度南相馬市病院事業会計予算のうちから、令和8年度へ繰り越しをしたので、同条第3項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 器械備品購入事業
繰越額 3,080,000円

報告第10号	令和7年度南相馬市工業用水道事業会計予算繰越しの報告について（財政課）
---------------	--

【趣旨】

地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和7年度南相馬市工業用水道事業会計予算のうちから、令和8年度へ繰り越しをしたので、同条第3項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 配水設備事業
繰越額 88,000,000円

【趣旨】

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定により、令和7年度南相馬市下水道事業会計予算のうちから、令和8年度へ繰り越しをしたので、同条第3項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 送風機分解整備業務委託
繰越額 35,508,000円